

山都町ふるさと納税お礼の品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度（以下、「本制度」という。）による山都町へのふるさと納税促進と本町の魅力や地元特産品等の PR、販売促進及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、本町へふるさと納税をされた方へお礼として進呈する商品やサービス（以下、「お礼の品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募の要件

下記の要件をすべて満たすこと。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条各号に適するものを提供する者であること。
- (2) 申込時に町税等の滞納がないこと。
- (3) 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 お礼の品の要件

下記の要件をすべて満たすこと。

(1) 要件

- (ア) 本町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつものであること。
- (イ) 平成31年総務省告示第179号第5条各号に適するものであること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととします。
- (エ) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限（最低5日間）が保証されていること。また、宿泊券等サービスの場合は、原則有効期限が発行から1年間以上あること。
- (オ) 食品衛生法等、関係法令を遵守し、違反していないお礼の品であること。
- (カ) お礼の品取りまとめ委託業者（以下、「委託業者」という。）指定の宅配業者より配送が可能なお礼の品であること。

(2) 価格

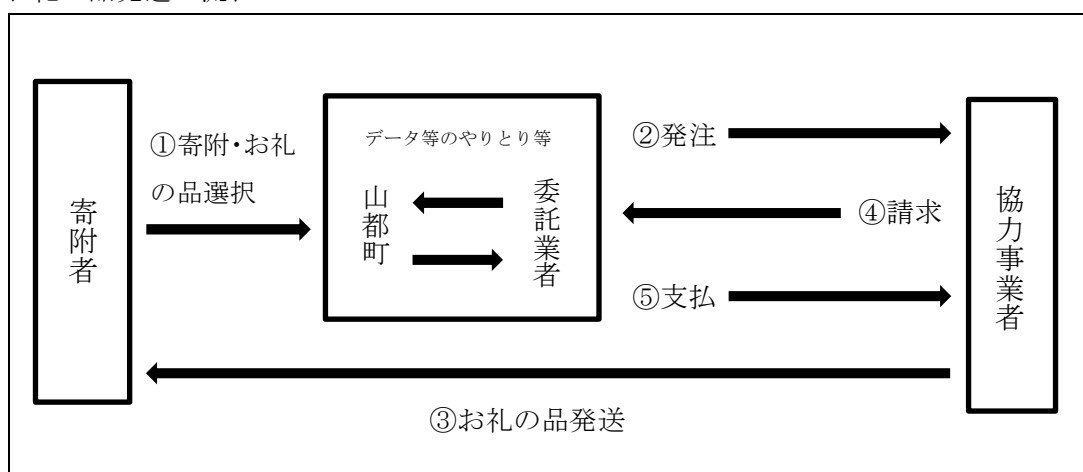
お礼の品の価格は、商品（サービス等含む）代金及び消費税を含み、寄附額の3割以下とし、お礼の品を進呈する寄附額は5千円以上とします。

※ただし、上記の要件に適合しても、町長がお礼の品として適当でないと判断した時は採用されない場合があります。

4 協力事業者の特典

- (1) 本町のホームページ、ふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品及び事業者名等が掲載されます。
- (2) 本町が作成するふるさと納税パンフレット、ポスター等にお礼の品及び事業者名等が掲載されます。
- (3) お礼の品発送時に、自社製品のパンフレット等を同封していただくことで、自社製品の販売促進、PR が図られます。

5 お礼の品発送の流れ



6 委託業者

効率的な運営、安心安全を考慮したお礼の品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応に万全を期す必要があります、委託業者として下記2社を指定しています。

【ふるさとチョイス委託業者】

【楽天ふるさと納税委託業者】

【セゾンのふるさと納税委託業者】

レッドホースコーポレーション株式会社

〒135-0061

東京都江東区豊洲3丁目2番24号 豊洲フォレシア9階

【さとふる委託業者】

(株)さとふる

〒104-0031

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

TEL 03-6262-7415 (代表) Fax 03-6262-6146

7 募集期間

随時申込みの受付を行います。

8 申込み方法

山都町ふるさと納税お礼の品協力事業者応募書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、山都町役場 山の都創造課 山の都づくり推進室まで提出してください。

9 協力事業者の決定

応募内容等を審査し、山都町ふるさと納税お礼の品協力事業者決定通知書（様式第 2 号）にて採用決定の可否を通知します。採用された場合は、別途委託業者へお礼の品の登録に関する申請手続きが必要となるので、委託業者から連絡を行います。

10 個人情報の保護

協力事業者は本制度の業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、山都町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。なお、協力事業者でなくなった場合も同様です。

寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、お礼の品送付時に同封したパンフレット等からの注文等で、協力事業者が独自に入手した個人情報は対象外とします。

11 その他留意事項

- (1) 1 協力事業者あたりのお礼の品提案数を制限する場合があります。
- (2) お礼の品は、寄附者から申込時に選択された場合に、協力事業者へ提供をお願いするものであり、発送個数等を保証するものではありません。
- (3) 登録されたお礼の品を変更・辞退する場合、並びにお礼の品に関して発送の遅延、販売中止、配送過程等での事故等が発生した場合には速やかに本町及び委託業者へ報告してください。
- (4) お礼の品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、内容について本町及び委託業者へ必ず報告してください。
- (5) 提供いただいた画像等は、本制度に関することに限定して、本町及び委託業者が無償で複製し、使用する場合があります。
- (6) 登録された協力事業者又はお礼の品が本要項 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取消します。
- (7) 地方税法の改正等により、本制度が変更又は廃止となった場合は、本要項の修正又は中止となる場合があります。

【お問合せ先】

山都町役場 山の都創造課 山の都づくり推進室
〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地
Tel 0967-72-1158（直通） Fax 0967-72-1080
E-Mail: : shokan@town.kumamoto-yamato.lg.jp